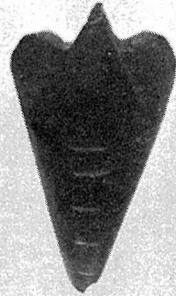




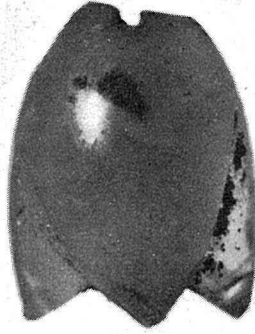
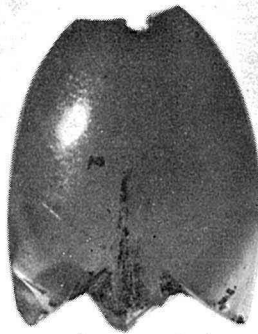
1



2



6



4



7



3



5

1・2 玻璃品

3・5 硬玉品

4・6 瑪瑙品

7 碧玉品

## 上古の蟬形の珠玉

梅原末治

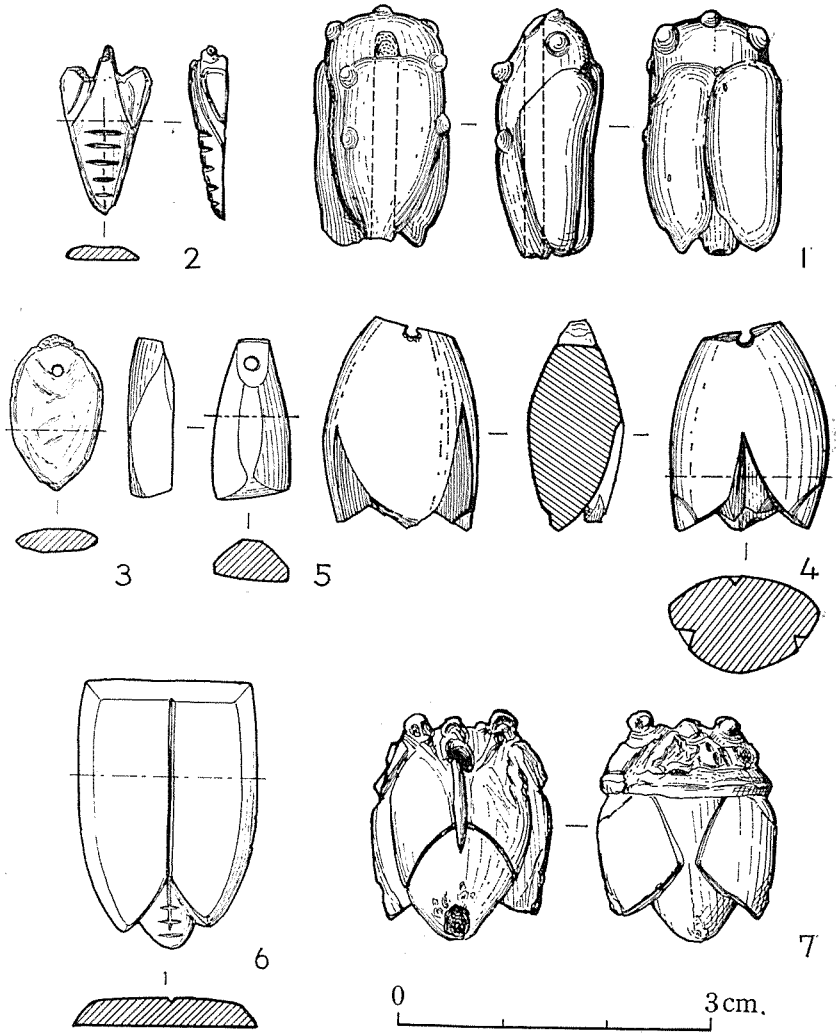
## 一

奈良県磯城郡三輪町馬場吉井で土地の人が拾得したと言う蟬の形をした珍らしい玻璃珠を見たのは、昭和卅七年三月初のことであつた。古く北九州の須玖の遺跡から玻璃の穀粒紋璧が見出されているのをはじめ、近年同様な古い玻璃品新出土の事実から見て、それは固よりあり得ることであるが、我が上古のそれ等の文物に関心を持つ私にとって玻璃の示す蟬の形に興味を感じたことであつた。ただ当初この玉が古美術商の将来したと言うので、一部の士の中に古いものとするに疑念が挿まれたのであつた。然るにその後同様な古く出土して民間に伝存した上古の珠玉の蒐集に異常な執心を持ちつづける奈良の入江喜太郎氏に依つて、同じ蟬形をした確かな珠玉が段々に探し出されて、うちに滋賀県北東辺での明らかなる古墓出土品と認められる中国漢代のものたる瑪瑙の蛤蟬

をはじめ、相似た玻璃の蟬形品などがあり、他方豊中市藤木正一氏の蒐集品の中に別に碧玉で造られた大きな一対の玉蟬のあることも分つた。かくていまや十指を屈するに近い是等の遺品は、なおすべて所謂學術調査の出土品ではないが、中国に於けるそれから先立つ時代での玉蟬の知見と併せ見て、個々の実物の示すところから、この国土での従来知られなかつたこの類の遺存からその性質を推し得ることが思われるのである。されば以下に囑目した一々の遺品を紹介するであらう。

## 二

さて是等の蟬形品のうち、最初に示された玻璃の一個は、長さ二・三種のやや細長くて中央に孔の貫通した珠玉の一種で、外形は全く蟬を表わしたものである。立体的に表わされた蟬の形は、表背ともに静止した現実の蟬そのままに近いものである事、挿入



第一図 蟬形珠玉類形状図

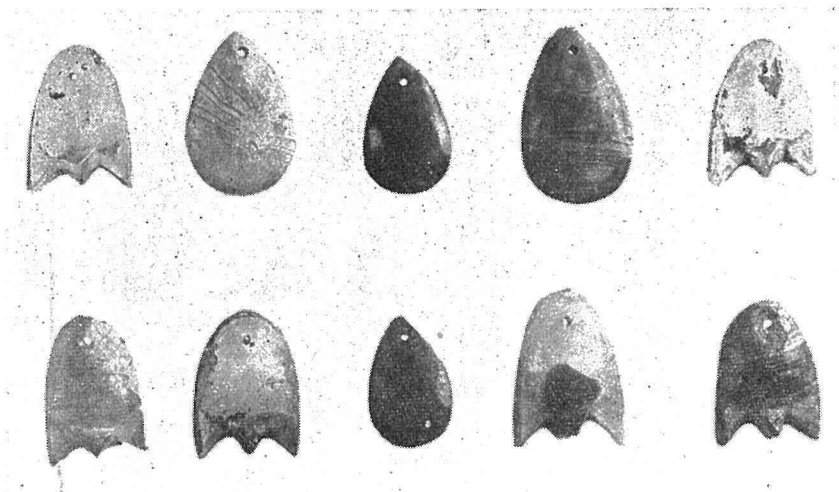
- 1 玻璃蟬玉      2 玻璃蟬飾（梅原藏）      3 硬玉品（梅原藏）      4 瑪瑙蟬飾  
 5 硬玉品（梅原藏）      6 近江出土瑪瑙哈蟬（梅原藏）      7 鹿角蟬飾（梅原藏）

の形状図(第一図の1)のような自立つ形である。青緑色の半透明で、若干の気泡のある玻璃質のこの玉は、いま表面より中央の孔縁の部分で磨滅して、その上に明らかに使用の形迹をのこし、土鏽をもとどめてよく土中古の品たることを示す。その状態は入江氏が三輪町馬場吉井で土地の人が耕作に当って拾得したと言う所伝とも相合うのである。ところで同形な玻璃品は現在知見に上っている中国での同様な例にはなおないようであるが、漢代の珠玉のうちに、種々の立体形をして、中央に孔の貫通する遺品が行なわれていたことよりし、また蟬の形が殊に中国で多用されているばかりでなく、その形から見て中国漢代のものであろうこと、既知の北九州の所謂弥生式甕棺墓出土に係る玻璃璧なり瑣の類と同様であつたろうことが此の場合も認めらるべきである。ところで同じ玻璃の蟬形品に高さ一・五釐の深緑不透明な質のものがある。それは扁平な長三角形をして、上辺に穿孔のある突起を作つて——いま孔の一端を欠いている——盛り上つた体の表面に簡単なから蟬たることを示す刻線を施したより、小さいものである(梅原藏)。尤もその形なり造りは前者に較べると格段の差があつて、抽である(第一図の2)。この玻璃蟬の表面はいまや滑らかでつやを帯びているが、裏の一字の平な面は粗で、微小な粒状の凹みの一に朱と美しい色彩の遺存が認められる。この玉は大和の某

地で得たと言うのみで、出自は明らかでないとい入江氏は言うが、同時に氏の有に帰したものに似た質の玻璃の勾玉が二個あつて、その一は古拙な形の太い粗な作りのものなのである。従つて古墳の副葬品だつたと見られ、これも同地方での造玉とする推測が加えられる。蟬形そのものの示す形の稚拙さがこれを裏書きする(第一図の2)。

次に相似た小さな垂下飾の蟬玉では、大和天理市柳本町の別所から出土したと伝える硬玉品が挙げられる。この玉は長さ二・一釐の上端に小孔を穿つた葉形に近い扁平なもので、形が金製耳飾の端に垂下した所謂步搖の一に近いことから同じ單なる玉製とも見える外観を呈する。但し仔細に見ると、扁平な表裏にそれぞれ刻線があつて、硬度の高い玉に加えたその刻線は甚だ稚拙ながら、また蟬を表わしているのが認められる(第一図の3)。そして両面はいま著しく手なれ、硬玉特有な高い滑沢を呈している。この玉の作りをば、同地方が上古に於いて硬玉其他の玉類が多く作られた一地区であつたろうとの推測と併せ見ると、また同じ地区での所産とする公算が強い。

出土地の所伝はないが、一昨昭和卅八年の春に入江氏の手に入れた蟬形品は、現長約二釐の瑤瑤であつて、その形は單純ながら丸形で、最もよく蟬の特徴を表わしているのは第一図の4の如く

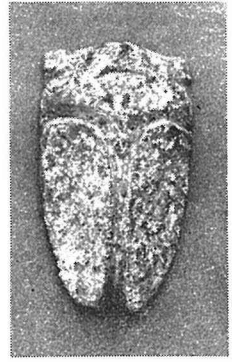


第二図 中国出土蟬形垂下飾例（実大）（貴志氏持来品）

である。いま上端に穿たれた懸垂の為の孔の半ばは欠けてあるが、上の玻璃のそれと同様な垂下飾であったことは明らかで、全面が磨滅しながら、その上にまた土中古の名残をとどめたものである。此の玉蟬は、前二者に較べると示す蟬の形が簡単ながら一層目立って、同様な玉蟬は中国出土の古玉に遺存の夙に知られたもの、昭和の初年に京都の貴志弥三郎氏が北京から齎し帰った一連の飾玉の如きがその例で、うちに此の玉と殆んど同一と見えるもののあるのは挿入の写真（第二図）から知られる。従うて一部破損して使用の迹の明らかなこの玉は、もと彼地よりの舶載品だったのが自から認められる可きである。

三

同じ瑪瑙で作った蟬形の玉で、初に記した近江の琵琶湖の東北辺の出土と想定される一個は、明らかに哈蟬たることのわかるものである。この蟬はもと丹に染んだ粘着力の強い土鏽に被われた上、頭部が欠けていたので当初その何であるかは定かでなかったが、丹念に土鏽を除いた結果、第一図の6に載せた形状図のように、背面は一字の平であるが、扁平なその表面に薄肉で特色ある両翅と尾端とを表わしたもので、そしていま著しく磨滅したその表面の頭部につづくところで斜に切断されて、ややその面の色沢



第三図  
中国漢代玻璃哈蟬(実大)

を異にしているのが認められる。現長二・五釐の右の玉は頭部こそ欠けてないが、中国漢代の哈蟬のそれと

全く同一であること挿入した一例の玻璃哈蟬(第三図)に較べると疑う可くもない。然らば欠けた頭部を斜に切断したこの遺品は、中国の漢代の哈蟬がこの国に舶載されて、後に加えられたことを物語るものでもある。

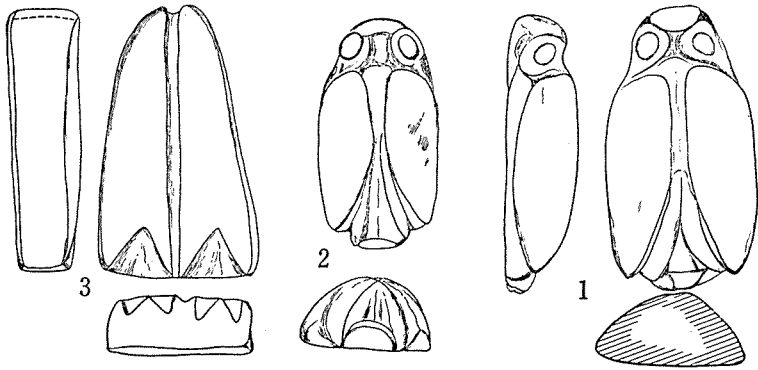
この哈蟬の出土地の所伝については、上に見たものと半ばそれを被うていたと全く同じ附着物のある玻璃で作られた器物類、即ち玻璃の小玉椀・瓶・皿・瓢形壺などが、相前後して奈良の古美術市場に出て、化学検査の結果同一遺跡に存したことが認められると共に、情況より判じて恐らく名神高速道路工事に当って、たまたま掘り当たった同地区での遺跡のものたることが想定されることである。従って哈蟬の示すところは学的な興味を高めることである。(梅原「新出土の玻璃器類」『大和文化研究』一〇の三参照)

出土地は固より判然とせないが、大和地方で蒐められたと云う硬玉の勾玉類のうちに、また蟬と認められる小形品がある。第一

図の5に載せた長さ一・五釐の上辺に小孔を穿つこの遺品は、全面が手なれて漫漶となっていて一見単なる長い三角体の垂飾に似た外観を呈する。併し平な背面に対して、中央の盛り上った表面の左右には、特徴のある蟬の両翅の線が表わされていて、それが孔のある削られた部分の形と相俟って蟬の便化したものなのが認められる。而して質が黒ずんだ青緑の硬玉である点で中国での蟬玉類とは違っている。

#### 四

以上の若干例に較べて、その作りなり、形の上で著しいものに最近南大和旧高市郡の旧家から入江氏が得たと云う二個の玻璃蟬がある。その一は長さ三・六釐、他は三・一釐と大きさに若干の違いはあるが二者は全く同じ形をしていて、共に盛り上った体の表面に特色のある両翅なり尾部が薄肉で表わされてあるばかりでなく、頭部の両眼その他がよく蟬の実体を写していること第五図の如くである。その細部をば刻出した痕を示しながらも、もと砂范に依る造形たることを推さしめる両者の玻璃質は、ややくすんだ不透明な青緑色であって、両面の所々に造形の際生じたと思われる細かな凹点が、いま白色に風化しているのは同じ地区出土の玻璃獸形勾玉のそれと同様である。そして両眼の凹線の部分に



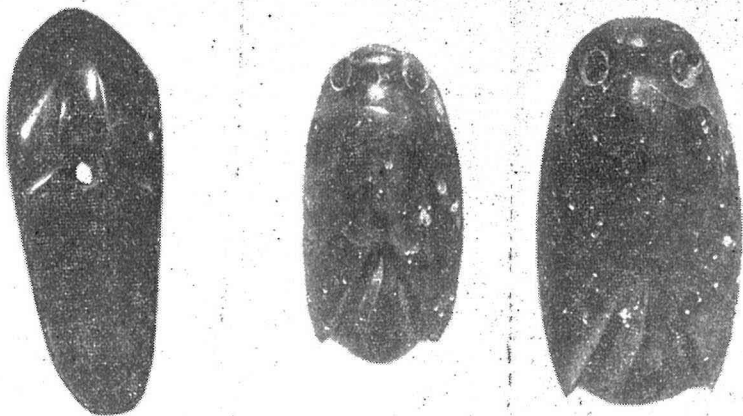
第四図 日本出土玻璃蟬形品（1・2）及類似品（3）形状図（実大）

水銀質と認められる朱が附着して、もと副葬品だったことを示して、出土地の所伝と相あうものがある。この玉蟬には共に垂下の為の孔などないが、造成後、細部に加工した右の整った形の全面に著しく手なれがあつて、土中前

愛重せられたことをそれ自体が明示するのをまた記すべきであらう。

この蟬玉は右の大きさなり形の上で、前段の若干例と違つて、一見如何にも中国漢代に多い所謂玉蟬のそれと相似たところがあるので、上記の瑪璃のそれと同様当時彼土から舶載されともども見られる。さりながら、その玻璃は質の点で、外見上、別に新たな知見を加えた同地方での獸形勾玉なり丁字頭の玻璃品——その著例として井上恒一氏の收藏品との同似が挙げられる——が殆んど同質の造形品であることよりし、また蟬そのものの表出に於いて中国のそれと同一視し得ないものがある点で、別に彼土での造玉にならうて、この国土での古い作品とする可能性が考えられることである。この点で次項の藤木正一氏収儲に係る相似た一雙の碧玉製品が併せ見れる可きである。

同じ入江氏が最近に提示した玻璃の玉になお別な一個がある。大きさは前者の一と似た長さ三・七厘のもので、それは板状のガラスを細長い将碁の駒に近い形に切つて、加工したと覚しく、玻璃の質は白い部分を点じた半透明の極めて淡い水色をしている。玉の体の表面には中央に豎に一条の刻線があつて頭辺はやや丸味を帯び、恰も魚禽の口の如き觀を呈するものの、他に加工とてはない。但し幅広い二分された他端は、中央の刻線を挟んで左右に



第五図 蟬形珠玉 (実大)

右 二個玻璃品伝南大和出土 入江氏蔵

左 碧玉品 藤木氏蔵

それぞれに目立った三角状の切込みを施して、これが上記蟬の尾端の形式化したと見られること、第四図の3の形状図の如くである。この玻璃玉の下半の形は、或は蛙の後脚を思わせるところないではなく、その点は上半の様相と相待って如上の蟬玉類と異なるものがある。併しその加工なり下辺の切り込みからすると、上記の諸例と併せ観て、同じ類の此の国土での形式化して、その名残をとどめたものと見るべきでもあろうか。この点で遺品が良質の玻璃加工品たることが注意せられることである。

この玻璃品の頭辺にいま出土の際に受けたと見られる打撃に依る内面の亀裂がある。これが刻線内にのこった土錆なり、裏面の下辺の一隅に点じた一小鉄錆と覚しい附着物と併せて、全く遊離した、本遺品が所謂土中古のものであり、而も新たな出土に係ることを示唆するのである。

## 五

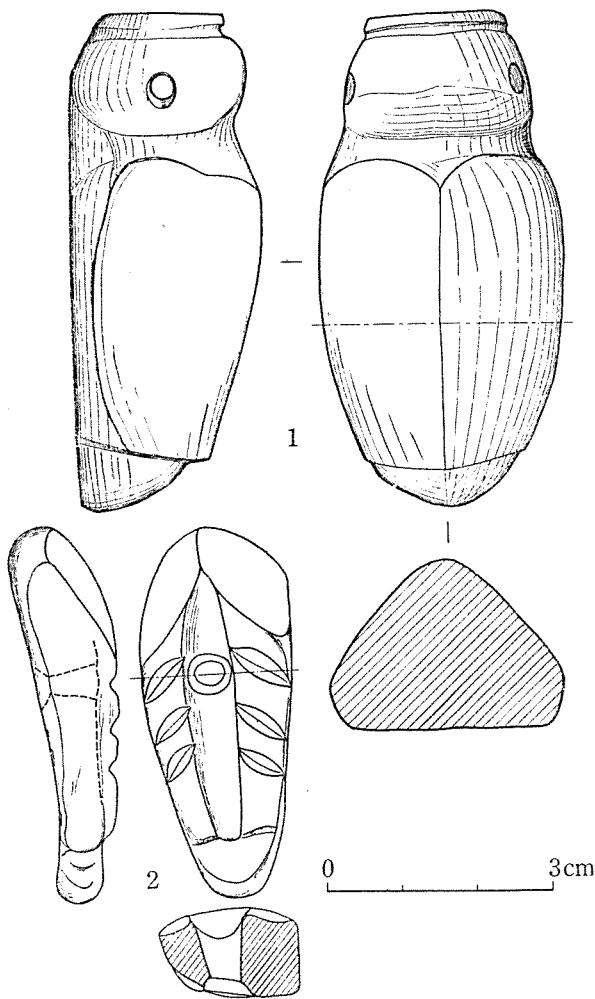
さて藤木正一氏の所蔵する一双の碧玉で作った蟬は、出土地の所伝すらない全く遊離したものであるが、共に青灰色の碧玉で作られた長さ五・八厘の大きさで、その質は古式古墳の副葬品に多い所謂碧玉品、殊に車輪石・鍬形品などと同様で、その加工と併せて同時期のものたることを示すのである。もと一双として作ら



れたことをそれ自体が示すこの玉蟬は、細長い体の上端を一文字に切つて、縁の突起する口部につづいた丸い頭が目立つ上、頸部が括れて両翅から尾端を表わす立体的なものである。その頭部の眼珠に当る部分に懸垂の為の円孔を横位置に穿つのは、裏面のみ平な一文字であるのと相俟つて、恰も中国の

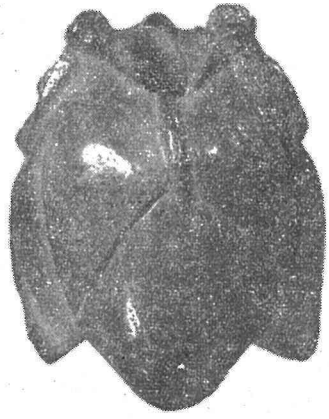
戦国から漢時代に盛

行した葬玉としての玉豚を想起させるものがある。但し黒ずんだ碧玉で作られた蟬そのものの形は彼土のものと違い前記の玻璃品と似通っており、この国での造形たることを思わしめること第六図の形状図なり図版の写真に見るが如くである。この玉蟬から願



第六図 碧玉蟬形品一双（1）と同似品（2）形状図

みられるものに、近年遺存例を加えた我が上古の佩玉を特色づける勾玉に、古く禽獸魚形をしたものの少なくないことと、同じ類を拡大した碧玉品のまた存する知見である。——それに就いては別に上古の禽獸魚形勾玉『史学』に記述した。——さればこの遺



第七図 鹿角蟬形飾 (表裏) (実大)

品は蟬玉に於けるその後者に相当のものとして、同様に佩玉を超えた性質が自から考えられることである。

外形が似た同じ碧玉で作られた古拙な佩玉が一個別に藤木氏の新収品にある。

長さ約五厘の細長い碧玉を加工して、よく磨き上げた、

手なれのある美しいこの玉(第五図の右)は、体の表面に恰も葉脈に似た刻線紋があり幅広い上辺を左右から斜に削ると共に、他方

が尾端をなしたものである。この形からすると魚形をかたどったとも見えるが、上例からすると寧ろ蟬形の異様化したと解せられる(第六図の2)そして、形が彫紋の目立つものにもかかわらずもとの石材に左右せられたところのあるのを示している。

## 六

最後に入江氏の齎した蟬形品で、いま筆者の保管するものに、長さ二厘の鹿角の一部で蟬を丸彫にした著しいものがある。横幅の広い丸彫の躰の腹面に片寄って、上下に孔が貫通するのは、初に記した玻璃の玉と違わない。併し蟬そのものの形は瑪瑙の垂下玉に似て、而も鹿角の幹根の粒のある頭部に、とび出た眼球を作るなど、それはまことに写実的なものであること第七図の表裏両面の写真の如くである。入江氏の依ると、本蟬形品は丹後由良の某神官が古墓より一連の勾玉類と共に得て私蔵していたものと言う。尤も明らかに古い遺品たるこの蟬は、同時に出土したと云う他の玉の土中古の色沢とは違うので、その出自に就いては疑が持たれる。但し用いられた材質の上からは、形や作りと併せ観て、それが極めて写実的なものではあるが、初の玻璃の蟬玉のように中国からの舶載品とするのは早計であらう。入江氏の伝えるところでは、名古屋の某收藏家の許に、伊勢地方から齎されたと云う古

玉のうちに瑪璃の相似た形の玉蟬があると云う。

七

以上は囁目した確かに古いと認められるこの国で見出された蟬形をした所謂珠玉の個々の所見である。初にも記した如く、孰れもが、出土地なり、他の考古学上の資料として望ましい、具体的な事実の明らかならぬものであるが、その或者の所伝に關する検討を通じ、而も実物そのものの示すところよりして、我が國土での出土品たること疑うべくもない。そうしてそれ等が、当初稀なものと思われた此の種の珠玉が十指を屈する上に、其等が一樣なものではなくて、うちに古く蟬玉の盛行した中国での遺品の知見から、彼土よりの古い舶載品たることの認められるもののあること解説に附記した如くである。即ち瑪璃で作られた蛤蟬形で頭辺の破損したものに再加工した伝近江東北部出土品の如き、また中国出土品と同形の垂下飾の一瑪璃品などは、共に漢代のそれたることをよく示すものである。更に最初に挙げた玻璃の蟬形玉の如きは、彼土から舶載されて、珍重されたことをその手なれや作りの上から推さしめるに充分なものがある。それは古く北九州の須玖・三雲等の甕棺墓から見出された玻璃の殺粒紋壁なり瑁が明らかに中国よりの舶載品たる周知の事実と相俟って、自からこの種

上古の蟬玉の基くところの彼土にあるのを示すものに他ならない。ところで如上現存の蟬形品にあっては、それ等と形や作りの上で同一視出来ないものがあって、而もそれ等が一樣でなく、それぞれの上に彼土の蟬玉とまた違うものがある。その後者に第五・六項に挙げたように近特別に知見を加えた上古での玉製品との同似が認められる。そして伝南大和出土の筈で造った玻璃質の遺品の如きは舶載品の蛤蟬に似通っていてすぐれている。是等の遺品の一々の時代——現在の我が考古学者の執着する形式觀の基く具体的な拠所を欠くものではあるが、近年ようやく認められて来た此の國土での玻璃に關する知見の拡充よりすると、それ等が一般に弥生式時期と呼ばれている文化段階での所産たることの蓋然性が考えられるものであり、更にそれ等が近畿地方での製作とする公算のあるのは注目すべきである。

この國土への中国の古い文物の傳來については、古くから特色のある古鏡が取り上げられて、うちに前漢代以前に遡るものがあり、漢中期より魏晋代の遺品に夥しきものがあること、そしてその間から優れたこの國土での鑄造品——所謂仿製鏡——が存在することとが一般の常識となっている。良質の材を以てした古玉品は同じ中国古文物では更に時代が遡って由来の古いものである。されば

此の類こそ我が古墳出土の勾玉に於ける禽獸玉中に存する硬玉質の禽魚形のこれ等と共に、材質の問題と結びついて、同様な文物の波及とその受容の表われたることが意識されることである。

終りに所掲の写真は西谷真治・金関恕両君の撮影に係るもの、形状図の浄写に就いては金関君の助成を受けたことを記して謝意を表する。

(一九六四年十二月十六日稿)

## 補記

この小文を書いて後蟬形品のまた新たな出土品を囑目した。その一つは第四項に挙げた将基の駒に近い異形品と(第四図の3)

同じものである。大きさが殆んど同じく、形も造りも全く同じなので、同時の作品と認められるこの玉の質は、白班などのない良質であって、表面のあざやかな土錆は、近江の東北部で出土したと認められる一群の玻璃器類のそれと殆んど変らない。従ってその点からすると同地での出土の一かと推定される。他の一は大和郡山在の某収蔵から出た滑石で造った蟬である。長さ六・三厘の大きさで、全面がよく手なれて縁辺の小欠損に出土後年時を経たことの明らかなこの蟬(筆者新取品)は、中国の喰蟬とよく似た著しい形であって、その上に彼土からの舶載品を忠実に写し作ったことを示すものである。